

愛知県分別収集促進計画（第5期）の概要

1 計画の基本的事項

(1) 計画期間

平成20年度から平成24年度までの5年間

(2) 対象とする容器包装廃棄物

① 無色のガラス製容器、② 茶色のガラス製容器、③ その他のガラス製容器、④ その他の紙製容器包装、⑤ ペットボトル、⑥ プラスチック製容器包装（白色トレイ含む）、⑦ スチール缶、⑧ アルミ缶、⑨ 段ボール、⑩ 紙パックの10品目

(3) 計画策定の基本的な考え方

- 排出者責任や拡大生産者責任の概念を踏まえつつ、①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処理の順に、積極的な減量化、再資源化を推進
- 愛知県廃棄物処理計画（平成19～23年度）の目標達成のためにごみ減量を推進
- 「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」などの場を利用して、市町村の取組拡大を図る
- 分別収集の精度向上を図るとともに、リサイクル施設の整備や広域化を促進

2 市町村分別収集計画の策定状況

品 目		区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
特定分別基準適合品物	無色のガラス製容器	市町村数	63	63	63	63	63	
		割合 (%)	100	100	100	100	100	
	茶色のガラス製容器	市町村数	63	63	63	63	63	
		割合 (%)	100	100	100	100	100	
	その他のガラス製容器	市町村数	63	63	63	63	63	
		割合 (%)	100	100	100	100	100	
	その他の紙製容器包装	市町村数	44	44	44	47	47	
		割合 (%)	70	70	70	75	75	
	ペットボトル	市町村数	63	63	63	63	63	
		割合 (%)	100	100	100	100	100	
	プラスチック製容器包装	市町村数	55	56	57	60	60	
		割合 (%)	87	89	90	95	95	
法第2条第6項で定める物	スチール缶	市町村数	63	63	63	63	63	
		割合 (%)	100	100	100	100	100	
	アルミ缶	市町村数	63	63	63	63	63	
		割合 (%)	100	100	100	100	100	
	段ボール	市町村数	62	62	62	62	62	
		割合 (%)	98	98	98	98	98	
	紙パック	市町村数	62	62	62	62	62	
		割合 (%)	98	98	98	98	98	
	県内全市町村数			63				

(注) その他の紙製容器包装については、「雑がみ」として分別収集している市町村を除く。

3 容器包装廃棄物の排出量の見込み等

(単位：t)

品 目		計 画					
		実 績	18年度	20年度	21年度	22年度	23年度
特定分別基準適合物	無色のガラス製容器	25,298	22,644	22,412	22,148	21,923	21,705
	茶色のガラス製容器	18,348	16,677	16,514	16,328	16,168	16,014
	その他のガラス製容器	9,102	9,366	9,203	9,036	8,883	8,741
	その他の紙製容器包装	25,335	24,027	24,124	24,236	24,754	25,057
	ペットボトル	19,802	19,782	20,869	21,956	23,152	24,405
	プラスチック製容器包装	55,785	65,555	68,095	73,067	76,728	79,753
	計	153,670	158,051	161,217	166,771	171,608	175,675
定める物 法第2条第6項に	スチール缶	14,853	13,880	13,746	13,581	13,446	13,301
	アルミ缶	4,276	4,687	4,745	4,812	4,864	4,904
	段ボール	22,237	33,448	33,940	34,411	34,741	35,237
	紙バック	1,209	1,906	1,938	1,965	1,990	2,020
	計	42,575	53,921	54,369	54,769	55,041	55,462
合 計		196,245	211,972	215,586	221,540	226,649	231,137

4 分別収集の促進に関する事項

(1) 分別収集の促進の意義に関する知識の普及

21世紀環境教育プラン～いつでも、どこでも、だれでも環境教育^{トリプルエー}AAAプラン～に基づいた環境教育の推進

- ア 県の各種広報誌やホームページなどを通じ、ごみ減量化やリサイクルの重要性を発信
- イ 3Rの推進を図り、廃棄物の発生抑制を第一に、啓発活動や環境教育を推進
- ウ リサイクルの必要性などの意識を育むため、幼児教育や学校教育の場などで環境教育を推進するとともに、学習の機会を設け、ごみの削減や分別収集に関する知識を普及
- エ 住民などに分かりやすい分別方法などの情報を提供し、資源の再生利用を積極的に推進

(2) 効率的な分別収集の促進

国が策定した「一般廃棄物会計基準」や「一般廃棄物処理システムの指針」及び「一般廃棄物処理有料化の手引き」に基づく効率的な分別収集・再商品化の促進

(3) 分別収集に関する情報交換の促進

- ア 容器包装廃棄物の再資源化に関する基本的な課題について、市町村間の情報交換や調整等を実施
- イ ごみゼロ社会推進あいち県民会議などの場で情報交換を進め、廃棄物の減量化や再資源化を促進

(4) その他の分別収集の促進に関する事項

- ア 市町村による保管・選別施設の計画的な整備促進や、共同施設の設置などの広域的処理を推進
- イ 市町村は事業者へ委託した再資源化の実施状況を的確に把握し、住民に適切に周知
- ウ 市町村や関係団体と連携しながら、簡易包装やレジ袋削減・マイバッグ利用などの取組を推進
- エ グリーン購入を促進するとともに、県自らも率先してリサイクル製品等の購入を推進